島根県道づくり調整会議



























都市計画道路 医大前新町線が全線開通しました。

~ Contents ~

1.	主要地方道 松江鹿島美保関線の			
	3工区(北浦、片江2、惣津)が開通しました!	道路建設課 松江県土整備事務所	P	. 1
2.	都市計画道路 医大前新町線4工区 完成	出雲市都市建設部 都市計画課		2
3.	山陰道自動車道(松江玉造IC~宍道JCT間)の			
0.	4車線化にかかる高速道路会社への事業許可	高速道路推進課		3
4.	「ハートフルしまね」の紹介	道路維持課		4
5.	5月は自転車月間です。	道路建設課		5

№ メールマガジン配信中 #

∫道づくりだより

主要地方道松江鹿島美保関線の3工区(北浦、片江2、惣津)が開通しました!

主要地方道松江鹿島美保関線は、松江市袖師町から松江市美保関町七類へ至る島根半島の日本海側を東西につなぐ延長約48kmの道路です。

各区間は、幅員が狭隘で車のすれ違いが困難であるとともに、急カーブが連続するため 十分な見通しが確保できず、対向車の視認が困難であるなど、通行に危険が伴う未改良区 間でした。

このため、それぞれ道路改良事業に着手し、この度開通したところです。

この度の開通が、地域の安全・安心や利便性の向上に寄与することが期待されます。



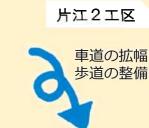














惣津工区

~ 開通式が開催されました ~ (式典当日、天候不良のため屋内での開催)



【集合写真】



【土木部長挨拶】

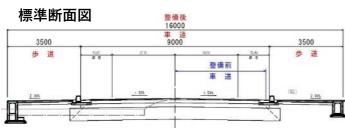


安全な歩行空間の確保・中心市街地から島根大学附属病院へのアクセス向上! (都市計画道路 医大前新町線4工区 完成)

都市計画道路医大前新町線は、島根大学医学部附属病院から出雲市中心部を結ぶ重要な幹線街路です。 中心市街地の交通の円滑化、快適で安全な都市空間の形成を図るため平成27年度から4工区に着手し 整備を進めてきましたが、令和6年3月に全線開通しました。

この路線が開通することで、中心市街地から島根大学医学部付属病院へのアクセスの改善、小中学生をはじめとする歩行者の安全確保、さらに地域住民の生活環境の向上を図ることができました。







整備前:歩道が無く危険な状態

○狭隘な車道で歩道が無く危険な状況



整備後:安全・安心な道路へ

○両側歩道の整備により安全な歩行空間を確保



山陰自動車道(松江玉造IC〜宍道JCT間)の 4車線化にかかる高速道路会社への事業許可



【国土交通省による発表資料】

令和6年3月27日に、山陰自動車道(松江玉造IC〜宍道JCT間)のうち3. Okmの4車線化について国土交通大臣より高速道路会社へ事業許可が行われ、新規事業化されました。この区間は、優先整備区間に指定されていた区間の一部であり、県内では、山陰道(安来道路)「米子西 I C〜安来 I C間」、浜田自動車道「大朝 I C〜旭 I C間」の一部に続き3回目の事業化となります。当区間の4車線化は、交通渋滞の解消による時間信頼性の確保や交通事故防止などの効果が期待されています。



0

(8)

央道IC

宍道JCT

「ハートフルしまね」の紹介

O「ハートフルしまね」とは

島根県では、平成21年度から「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア制度)」というボランティア団体の支援制度を設け、県が管理する道路・河川・海岸・公園・砂防施設・港湾・空港施設等におけるボランティア活動を支援しています。



O「ハートフルしまね」について



このうち、県が管理する道路については、以前から「ハートフルロードしまね」としてボランティア団体を支援していました。道路の草刈・美化活動をされる団体を、県が「愛護団体」として認定し、看板の設置・交付金の交付・保険への加入等に関する支援をしています。

令和6年3月末現在、645団体が「ハートフルしまね」(道路)の愛護団体に認定されています。

〇活動に必要な経費が支給されます

美化活動については、ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料などにかかる経費を交付金として交付しています(上限15,000円まで)。

また、草刈活動についても、活動にかかる経費を交付しています (年間 100 ㎡あたり 1,500円×面積×回数 (年2回まで))。



○保険に加入しているので万一の事故の時にも安心です

ハートフルしまねの団体の活動にあたっては、構成員の皆さんを対象に、傷害保険・賠償責任保険に加入してもらっています。これにより、例えば、活動中に自分がけがをした場合、誰かにけがを負わせてしまった場合など保険の対象となります。

◎詳しくは、最寄りの県土整備事務所、または島根県土木部道路維持課までお問い合わせください。◎島根県HPで団体の紹介をしています。

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/volunteer/

5月は自転車月間です

自転車月間とは、「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が昭和56年5月に施行されたのを記念して、定められました。 自転車の活用の推進についての関心と理解を深め、自転車利用者の交通 ルール遵守及び交通マナーの向上を図ることを目的としています。



(国土交通省HPより)

自転車は、子どもからお年寄りまで様々な方にとって身近で手軽な移動手段の一つであり、環境にやさしい交通手段です。走行時は交通ルールを守り、 ヘルメットを着用しましょう。

※令和5年4月からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。